条例改正に伴う新旧対照表

平成28年 奈良市議会9月定例会

議案番号 91

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

新旧対照表

(個人番号の利用に係る事務)

|第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機|第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機| 関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の左欄に掲げる機関が行う 同表の中欄に掲げる事務並びに市長又は教育委員会が行う法別表第2の第 2欄に掲げる事務とする。

現行

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するた2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するた めに必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関がめに必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が 保有するものを利用することができる。

3 • 4 略

略

別表第1(第4条関係)

	機関	事務			
	略				
		在宅の要介護者に対った規則で定めるな	する紙おむつ等の支給に関する事務で もの		
	 <u>11</u> 教育	略			
	委員会				
12 教育略					
	委員会				
別表	」 川表第2(第4条関係)				
	機関	事務	特定個人情報		

(個人番号の利用に係る事務)

関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の左欄に掲げる機関が行う 同表の中欄に掲げる事務並びに市長又は教育委員会が行う法別表第2の第 2欄に掲げる事務とする。

改正案

保有するものを利用することができる。

3 • 4 略

別表第1 (第4条関係)

機関	事務		
略			
10 市長	在宅の要介護者に対する紙おむつ等の支給に関する事務で		
	あって規則で定めるもの		
11 市長	特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する		
	事務であって規則で定めるもの		
12 市長	一般不妊治療等を受けた夫婦に対する治療費の助成に関す		
	る事務であって規則で定めるもの		
13 教育	略		
委員会			
<u>14</u> 教育	略		
委員会			

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報		
略				

議案番号 91

現行	改正案		
現行 11 市長 健康増進法 (平成14略 年法律第103号) による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	改正案 11 市長 健康増進法 (平成14略 年法律第103号) による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 12 市長 特定不妊治療を受け地方税関係情報であって規則で定めた夫婦に対する治療るもの費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 13 市長 一般不妊治療等を受地方税関係情報であって規則で定めけた夫婦に対する治った規則で定めるもの 東費の助成に関する事務であって規則で		
	定めるもの		

奈良市常勤の監査委員及び公営企業の管理者の退職手当の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案		
(常勤の監査委員及び公営企業の管理者の退職手当の特例)	(常勤の監査委員及び公営企業の管理者の退職手当の特例)		
第2条 平成24年7月1日において常勤の監査委員及び公営企業の管理者の	第2条 平成28年7月1日において常勤の監査委員及び公営企業の管理者の		
職にあった者の同日を含む任期に係る退職手当は、奈良市常勤の監査委員	職にあった者の同日を含む任期に係る退職手当は、奈良市常勤の監査委員		
の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)第7条及び奈良市公営	の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)第7条及び奈良市公営		
企業管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)第6条の規	企業管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)第6条の規		
定にかかわらず、これを支給しない。	定にかかわらず、これを支給しない。		

議案番号 93

五丁目1番1号 成33年9月30日まで

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例 新旧対照表

現行		改正案				
地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7角	第1項第4号に掲げる個人	地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第4号に掲げる個人				
市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非	非営利活動法人(特定非営市	5民税の控除対象となる寄附	金を受け入れる特	定非営利活動法人(特定非営		
利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活						
動法人をいう。)の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該寄附金の支出動法人をいう。)の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該寄附金の支						
の期間を別表のとおり定める。	Ø	の期間を別表のとおり定める。				
別表		別表				
主たる事務所の所控格 名称 よい は は は は は は は は は は は は は は は は は は	除対象となる寄附金の	 名称	主たる事務所の所	控除対象となる寄附金の		
在地 支上	出の期間	石 柳	在地	支出の期間		
略		略				
特定非営利活動法人奈良略略略		特定非営利活動法人奈良	略	略		
クラブ		クラブ				
		特定非営利活動法人チョ	奈良市あやめ池南	平成28年1月1日から平		

ウタリィの会